

佐賀県社会教育関係団体応援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、社会教育活動の推進を図るため、県全域で組織される社会教育関係団体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、自己又は組織の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 補助事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次の表のとおりとする。なお、補助金額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てる。

補助対象経費	補助率（補助金額）
補助事業者が行う県内社会教育の活性化に寄与し、広く波及効果が期待される事業（別表）に係る以下の経費 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 食糧費（講師の食事代及び打ち合わせ時の茶菓代に限る） (4) 消耗品費（事業に必要な資料及び材料以外の用途で参加者に支給されるものは除く） (5) 印刷製本費 (6) 保険料	補助対象経費の1/2以内。 ただし、補助金額は1団体あたり500千円を限度とし、予算の範囲内とする。

- | | |
|--------------|--|
| (7) 通信運搬費 | |
| (8) 使用料及び貸借料 | |

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。
- 4 補助金の交付の申請をする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りではない。
 - ア 補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更。
 - (3) 補助事業の実施のために締結する契約（物品購入等を含む）については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け商第1251号）のとおり、県内企業と契約を行うよう努めること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は当該年度3月31日（ただし、補助金が全額概算払で交付された場合は、翌年度の4月30日）のいずれか早い期日とし、その提出部数は1部とする。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、知事が必要と認めた場合は概算払で交付することができる。この場合、の補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

(別表)

補助対象事業
<ul style="list-style-type: none">・ 青少年の体験活動を推進する事業・ 読書活動を推進する事業・ 社会教育を推進する人材を育成する事業・ 地域の安全・安心づくりを推進する事業・ 地域住民の交流を促進する事業

- 注 1 九州大会、全国大会への派遣事業は対象としない。
- 2 団体内部の懇談、会員相互の親睦を目的とする事業は対象としない。
- 3 他団体・機関等から助成や補助を受けている事業は対象としない。